

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年3月9日

京都市消防局長 杉本 栄一

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
南区	南消防署 (西九条菅田町4-1)	平成29年3月11日 午前 11時00分	6台

(消防局警防部消防救助課)